

三好市罹災証明書等の発行に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 罹災証明書及び被害証明書の発行

第1節 罹災証明書の発行（第3条—第8条）

第2節 被害証明書の発行（第9条—第11条）

第3章 罹災届出証明書の発行（第12条—第14条）

第4章 雑則（第15条—第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、市長が地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第8項に規定する自治事務の一環として行う罹災証明書及び被害証明書並びに罹災届出証明書の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 火災により罹災し、及び被害を受けたことの証明については、みよし広域連合り災証明取扱規程（平成14年みよし広域連合訓令第15号）の規定に基づき、消防署長がそれらの証明書の発行の事務を掌るものとする。

（定義）

第2条 この告示において「災害」とは、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第1号に規定する自然災害をいう。

2 この告示において「罹災証明書」とは、災害により罹災した者（以下「罹災者」という）に対する救助の一環として応急的かつ一時的な救済を目的に、市長が災害により被害を受けた家屋を目視して確認することのできる程度の被害について証明するものをいう。

3 この告示において「住家」とは、現実に居住のため使用している建物及び常時人が居住している建築物の部分を行い、社会通念上の住家であるかどうかについては問わないものとする。

第2章 罹災証明書及び被害証明書の発行

第1節 罹災証明書の発行

（罹災証明書の発行の目的等）

第3条 市長は、本市の区域内において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助が行われる災害が発生したときは、罹災者に対し次に掲げる支援の措置を適確に講ずることができるようにするため、当該罹災者からの申請に基づき、罹災証明書を発行するものとする。

（1）被災者生活再建支援法第3条の規定による被災者生活再建支援金の支給

（2）災害救助法第4条第1項第6号に掲げる住宅の応急修理

（3）三好市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年三好市条例第113号）第12条第1項の規定による災害援護資金の貸付け

（4）前3号に掲げるもののほか、公的な機関が講ずる支援の措置

2 前項の場合のほか、市長は、国税又は市区町村民税における雑損控除の適用を受けようとする罹災者に対して、その者からの申請に基づき、罹災証明書を発行するものとする。

3 市長は、罹災者で前2項に規定する措置を受けようとするもの以外の罹災者に対しても、その者からの申請に基づき、必要に応じて罹災証明書を発行することができる。

4 前3項の規定に基づき市長が発行する罹災証明書は、民事上の権利義務に関しては、効力を有しない。

(罹災証明書の発行の対象となるもの)

第4条 前条第1項から第3項までの規定による罹災証明書の発行は、次の各号のいずれかに該当する家屋に生じた被害に対して、これを行うものとする。ただし、市長が災害と当該被害との因果関係を確認することができない場合は、この限りでない。

(1) 住家(市内に存するものに限る。)

(2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第12号に掲げる家屋課税台帳に同法第381条第3項に規定する事項が登録された家屋又は同法第341条第13号に掲げる家屋補充課税台帳に同法第381条第4項に規定する事項が登録された家屋(いずれの家屋も前号に該当するものを除く。)

2 罹災証明書の発行は、次に掲げるものに生じた被害に対しては、これを行わない。

(1) 自動車、家財道具その他の動産

(2) 家屋に付随する門柱、門扉等の外構

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害による被害の程度を証明することが適当ではないと認めるもの

(罹災証明書の交付を受けることができる者)

第5条 罹災証明書の交付を受けることができる者は、前条第1項各号に掲げる家屋の所有者等とする。

2 前条第1項第1号に掲げる住家の場合にあつては、前項に定める家屋の所有者のほか、当該住家の居住者についても罹災証明書の交付を受けることができるものとする。この場合において、当該居住者は、あらかじめ当該住家の所有者の承諾を得ておかななければならない。

(罹災による被害が地震又は浸水により生じたものである場合における罹災証明書の交付の申請等)

第6条 罹災による被害が地震又は浸水により生じたものである場合において罹災証明書の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる様式による罹災証明交付申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項各号に掲げる支援の措置を受けるため、罹災証明書の交付を受けようとする場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める様式

ア 当該申請に係る被害が地震により生じたものである場合 第1号様式

イ 当該申請に係る被害が浸水により生じたものである場合 第2号様式

(2) 第3条第2項又は第3項の規定により、罹災証明書の交付を受けようとする場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める様式

ア 当該申請に係る被害が地震により生じたものである場合 第3号様式

イ 当該申請に係る被害が浸水により生じたものである場合 第4号様式

第7条 市長は、前条の規定による罹災証明書の交付の申請があったときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める家屋に生じた被害の状況を実地に調査しなければならない。ただし、当該申請者が被害の状況を示す写真（当該申請者が被害のあった箇所を既に修復している場合にあつては、被害の状況を示す写真又は当該修復の費用に係る請求書、領収書若しくは見積書（次項並びに第11条第1項及び第2項において「被害の状況を示す写真等」という。））を市長に提出している場合にあつては、この限りでない。

（1） 当該申請に係る被害が地震により生じたものである場合 当該申請に係る家屋の傾斜、屋根、壁等の損傷の状況

（2） 当該申請に係る被害が浸水により生じたものである場合 当該申請に係る家屋の床上浸水、床下浸水等の状況

2 市長は、前項第1号に掲げる場合にあつては、同項本文の規定による調査の結果又は被害の状況を示す写真等に基づき、当該申請に係る家屋に生じた被害の程度が別表の被害認定基準に定める全壊、大規模半壊、半壊又は一部損壊のいずれに該当するものであるかを認定した上で、その結果を第1号様式又は第3号様式による罹災証明交付申請書に記載し、これを罹災証明書として当該申請者に交付するものとする。

3 市長は、第1項第2号に掲げる場合にあつては、同項本文の規定による調査の結果に基づき、当該申請に係る家屋に生じた被害の程度が床上浸水又は床下浸水のいずれに該当するものであるかを認定した上で、その結果を第2号様式又は第4号様式による罹災証明交付申請書に記載し、これを罹災証明書として当該申請者に交付するものとする。

4 前項の規定による被害の程度の認定は、「浸水等による住宅被害の認定について（平成16年10月28日付け府政防第842号）」の記載内容に留意して、これを行うものとする。

（罹災による被害が暴風等により生じたものである場合における罹災証明書の交付の申請等）

第8条 罹災による被害が次に掲げる災害により生じたものである場合における罹災証明書の交付の申請及び当該災害により生じた被害の程度の認定については、第6条並びに前条第1項及び第2項の規定の例により、これを行う。

（1） 暴風

（2） 豪雪

（3） 前2号に掲げる以外の災害（地震及び浸水を除く。）

2 前項の場合において、罹災証明交付申請書は、第1号様式又は第3号様式による罹災証明交付申請書を適宜修正したものを使用することができるものとする。

第2節 被害証明書の発行

（中小企業者に対して発行する被害証明書）

第9条 市長は、中小企業者が災害によりその事業所その他の事業用資産について被害を受けたため、当該中小企業者が次に掲げる融資又は保証を受けようとするときは、当該中小企業者に対し、当該被害を受けた旨の証明書（以下「被害証明書」という。）を発行するものとする。ただし、市長が災害と当該被害との因果関係を確認することができない場合は、この限りでない。

(1) 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫その他の金融機関が災害復旧を目的に行う公的な制度融資

(2) 災害復旧を目的とする貸付けを受けるに際して都道府県信用保証協会が付する保証

2 前項本文の規定は、中小企業者に対して第4条第1項本文の規定により罹災証明書を発行することを妨げるものではない。

3 第1項本文の規定による被害証明書の発行は、市、徳島県、経済産業省その他の公的な機関によって示された当該融資又は保証に係る手続にのっとり、これを行うものとする。

(被害証明書の交付の申請)

第10条 前条第1項の規定による被害証明書の交付を受けようとする中小企業者は、被害証明書(第5号様式)に必要事項を記入して、市長に申請しなければならない。

(被害状況の確認)

第11条 市長は、前条の規定による被害証明書の交付の申請があったときは、当該申請者の事業所その他の事業用資産に生じた被害の状況を実地に調査しなければならない。ただし、当該申請者が被害の状況を示す写真(当該申請者が被害のあった箇所を既に修復している場合にあっては、被害の状況を示す写真等)を市長に提出している場合にあっては、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定による調査の結果又は被害の状況を示す写真等に基づき、当該申請に係る事業所その他の事業用資産に被害の生じたことを確認することができたときは、被害証明書(第5号様式)に記名及び押印をして、これを当該申請者に交付するものとする。ただし、第9条第3項に規定する公的な機関が別に証明書の様式を定めている場合にあっては、第5号様式による被害証明書に代わり、その公的な機関が定める様式による証明書を当該申請者に交付することができるものとする。

第3章 罹災届出証明書の発行

(罹災届出証明書の発行)

第12条 市長は、災害により次に掲げるものに被害が生じた者に対しては、その者からの届出に基づき、当該災害による罹災の状況を市長に届け出たことを証する文書(以下「罹災届出証明書」という。)を発行することができる。

(1) 第4条第1項各号に掲げる家屋

(2) 第4条第2項第1号又は第2号に掲げるもの

(3) その他第4条第1項本文の規定による罹災証明書の発行の対象とはならないもの(同条第2項第3号に掲げるものを除く。)

2 市長は、第9条第1項本文の規定による被害証明書の発行ができない場合においても、同項の中小企業者に対し、罹災届出証明書を発行することができる。

3 前2項の規定に基づく罹災届出証明書の発行は、第4条第1項ただし書又は第9条第1項ただし書に規定する市長が災害と被害との因果関係を確認することができない場合にあっては、これを行うことができるものとする。

4 前3項の規定に基づき市長が発行する罹災届出証明書は、民事上の権利義務に関しては、効力を有しない。

(罹災届出証明書の交付の申請)

第13条 前条第1項又は第2項の規定による罹災届出証明書の交付を受けようとする者は、罹災届出証明交付申請書(第6号様式)に必要事項を記入して、市長に申請しなければならない。

(罹災届出証明書の交付)

第14条 市長は、前条の規定による罹災届出証明書の交付の申請があつたときは、申請事項に関し確認を行った上で、罹災届出証明交付申請書(第6号様式)に記名及び押印をして、これを罹災届出証明書として当該申請者に交付するものとする。

第4章 雑則

(手数料の免除)

第15条 罹災証明書若しくは被害証明書又は罹災届出証明書の交付については、三好市手数料徴収条例(平成18年三好市条例第83号)第5条第8号の規定に基づき、手数料は徴収しない。

(被害の程度が著しい災害が発生した場合における特例)

第16条 本市の区域内において災害救助法による救助の行われる災害が発生した場合その他被害の程度が著しい災害が発生した場合において、この告示に定める様式による申請書又は証明書を使用することが当該災害の実情にそぐわないと認められるときは、当該申請書又は証明書を補正した上で、これらの書類を使用することができる。

(罹災証明書等の交付による証明事項の取消し等)

第17条 市長は、罹災証明書若しくは被害証明書又は罹災届出証明書の交付を受けた者が偽りその他不正の手段によりこれらの証明書の交付を受けたと認められるときは、これらの証明書の交付によって証した事項を取り消すことができる。

2 前項の規定により証明事項を取り消された者は、直ちに、当該取消しに係る証明書を市長に返還しなければならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、罹災証明書及び被害証明書並びに罹災届出証明書の発行に関し必要な事項は、個々の災害が生じたごとに別に定めることができるものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表(第7条関係)

被害認定基準

1	全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
2	大規模半壊	「半壊」の基準のうち、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。

3	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
4	一部損壊	全壊、大規模半壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの

備考

- 1 この被害認定基準は、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づくものである。
- 2 この表において「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至った状態をいう。
- 3 この表において「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 この表の被害認定基準に基づく住家の被害認定に係る具体的な調査及び判定の方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府（防災担当））」において示された「損害基準判定」による。
- 5 集合住宅にあつては、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定する。ただし、水害における浸水など各住戸間で明らかに被害の程度が異なる場合には、住戸ごとに判定のうえ、認定するものとする。
- 6 住家に該当しない家屋にあつては、この表に定める被害認定基準に準じて、全壊、大規模半壊、半壊又は一部損壊の認定を行うものとする。